**サービスの種類**

|  |  |
| --- | --- |
| 障がい児通所給付 | 【障がい児通所給付の申請・相談について】  こども支援課　障がい児支援係（本庁東棟１階）  ☎５７３－５６５２ |
| 児童発達支援 | 未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 肢体不自由があり、理学療法等機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がい児に対して、児童発達支援及び治療を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 就学児に対して、授業終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。 |
|  | |
| 訓練等給付 | 【訓練等給付の申請・相談について】  社会福祉課　障がい福祉係（本庁中央棟１階）  ☎５７５－１２７４ |
| 自立訓練  （機能訓練・生活訓練） | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望している人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労継続支援  （雇用型・非雇用型） | 一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 共同生活援助 | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、日常生活の相談に加えて、入浴・排泄又は食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。 |
|  | |
| 介護給付 | 【介護給付の申請・相談について】  社会福祉課　障がい福祉係（本庁中央棟１階）  ☎５７５－１２７４ |
| 居宅介護  （ホームヘルプ） | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や通院の介助を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者・知的障がい者・精神障がい者で常に介助を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 |
| 重度障がい者等包括支援 | 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |
| 短期入所  （ショートステイ） | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 療育介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。 |
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |